Fund Report /ファンドレポート



追加型投信/海外/債券

国際インド債券オープン(毎月決算型) 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料 データ基準日:2016年6月10日

平素より、「国際インド債券オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当ファンドは2016年6月10日に第54期の決算を迎え、当期の分配金を前期の160円(1万口当たり、課税前)から130円(1万口当たり、課税前)に引き下げましたことをご報告申し上げます。 今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配金と基準価額(2016年6月10日)

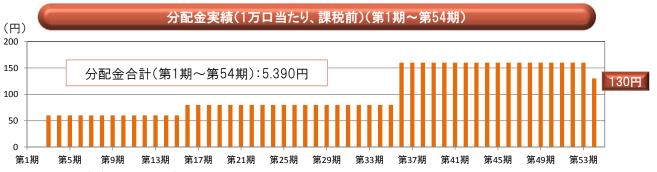
 分配金(1万口当たり、課税前)
 130円

 基準価額(1万口当たり、分配落ち後)
 9,795円

基準価額と分配金の推移(期間:2011年12月16日(設定日)~2016年6月10日)



- ※基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。
- ※「課税前分配金再投資換算基準価額」は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して 算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。



- ※上記分配金は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。
- ※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。
- ※第1期(2012年1月)、第2期(2012年2月)の決算時は分配を行いませんでした。
- ■上記は過去の実績・状況です。本見通しないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

分配金の引き下げについて

基準価額の水準や市況動向に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額も減少傾向にあること等を総合的に勘案した結果、分配金を130円(1万口当たり、課税前)に引き下げることといたしました。

当ファンドは、インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象としていますが、消費者物価指数(CPI)の伸び率鈍化などを背景に、インド準備銀行は金融緩和姿勢を継続しており、インド5年国債の利回りは低下傾向で推移しています。また、為替についても、2016年1月以降円高米ドル安が進んだことから、インド・ルピーは対円で下落(インド・ルピー安)傾向で推移しています。このようにインカム収入が減少する中、毎月の分配金のお支払いを続けてきたことなどにより、分配対象額は減少傾向となっています。

上記のような状況を鑑み、当ファンドでは基準価額の水準、配当等収益や市況動向に加え、分配対象額の状況等を総合的に勘案し、分配金の水準を下げることにより信託財産の成長を図るため、分配金の見直しを行うことといたしました。

運用環境の見通しおよび今後の運用方針について

米国の利上げ観測、中国経済の減速懸念などにより、為替相場は不安定な動向が続いていますが、インド政府は、引き続きインフラ整備による経済効率化や対内直接投資の自由化等、構造改革を推進していくと思われます。2014年9月に発表された製造業振興策「メーク・イン・インディア」により、インドへの海外直接投資の拡大が期待される一方、課題であった経常赤字は、この数年で大幅に改善しました。また、インフレの沈静化に加え、外貨準備高の水準も過去最高を更新するなどファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)は改善しております。

これらの状況を踏まえ、インド準備銀行はインフレ動向等を注視しつつも、将来のさらなる利下げも視野に入れている模様です。以上のことから、米国の利上げペース、資源価格の動向や中国経済の減速懸念など不透明要因はあるものの、インド経済のファンダメンタルズは今後さらなる改善が期待されています。

上記のような状況を鑑み、当ファンドでは引き続き、インドの公社債および国際機関債を主要投資対象として、これらの債券の組入比率を高位に保ち、運用を行います。

2015年以降の債券・為替市場の推移





■上記は過去の実績・状況です。本見通しないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

ファンドの目的・特色

【目的】

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 1 インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とします。
- ■当ファンドの主要投資対象

	インドの公社債	国際機関債
概要	国債、政府機関債、社債等をいいます。 ※社債については、インドの企業が発行する社債のほか、次のものを含みます。 ・インドの企業が原則として100%出資する企業(以下「子会社」といいます。) が発行する社債 ・子会社が原則として100%出資する企業(当該企業も子会社とみなします。) が発行する社債	国の枠組みに関わらず設立 された国際機関が発行する 債券をいいます。
発行体の 所在地	インド ※子会社については、インドに限りません。	世界各国

- ◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆インド・ルピー建債券のほか、米ドル建債券にも投資します。
 - ●米ドル建債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に 縮小する場合があります。

- 2 債券からの安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を目指します。
- ◆インドの公社債を中心に投資を行いますが、流動性・信用力等を考慮し、国際機関債にも投資を行います。
 - ※外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得す る必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必 要となります。投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際 機関債への投資割合が高くなる場合があります。また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる 場合があります。
- ◆原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
- ◆社債については、インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド(インド)*のアドバイスを受け、運用を行います。 インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド(インド)は、インドに拠点を置く資産運用会社です。

(2016年3月末現在)

※レリゲア・インベスコ・アセット・マネジメント・カンパニー・プライベート・リミテッドは、2016年5月3日付でインベスコ・アセット・マネ ジメント・プライベート・リミテッド(インド)へ社名を変更しました。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや 重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、 特色2のような運用ができない場合があります。

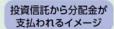
- 3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。
- ◆毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配方針
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。 (ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

▶分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。





◆分配金は、計算期間中に発生した収益 (経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

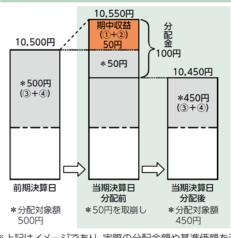
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。

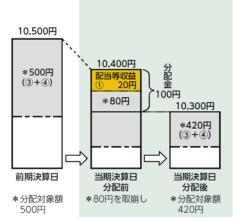
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合





※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として

支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる

分配対象額となります。

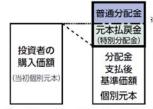
収 益 調 整 金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないよう

にするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する 場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も 同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。 また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税

扱いとなります。

元本払戻金 特別分配金 投資者の 分配金 購入価額 支払後 (当初個別元本) 基準価額 個別元本

配 金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別 分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ファンドのしくみ:ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部 または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

Fund Report /ファンドレポート

国際インド債券オープン(毎月決算型)

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<mark>運用により信託財産</mark> に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているも のではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

●為替変動リスク

当ファンドは、実質的にインド・ルピー建資産(米ドル建資産については、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を 行います。)に投資します。そのため、インド・ルピーが円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く (円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の 変動要因となります。当ファンドは、インド・ルピー建および米ドル建の債券に投資を行うため、インドおよび米国の金利の変動の影響を 受けます。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入 比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

▶信用リスク(デフォルト・リスク)

発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの 基準価額も大きく変動する場合があります。また、投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の 影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券 と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される 場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えない ことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのこ とをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等 を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。 -般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えな いことがあります。社債は、国債と比較して市場規模が小さく流動性が低い傾向にあるため、投資環境によってはより機動的な売買が 行えないことがあります。

▶カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動 する可能性があります。 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性が あります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■その他の留意点

・外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要が あるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。 (2016年3月末現在)

投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合 が高くなる場合があります。

また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

・当ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の 取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく 異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する 場合があります。

Fund Report /ファンドレポート

国際インド債券オープン(毎月決算型)

手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

●購入単位 販売会社が定める単位

販売会社にご確認ください。

●購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額

※基準価額は1万口当たりで表示されます

基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。

【換金時】

販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 ●換金単位

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 ●換金価額

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 ●換金代金

【由込について】

インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが ●申込不可日

休業日の場合には、購入・換金はできません。

●換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。

【その他】

2021年8月10日まで(2011年12月16日設定) ●信託期間

以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ●繰上償還

・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合

・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき

やむを得ない事情が発生したとき

毎月10日(休業日の場合は翌営業日) ●決算日

●収益分配 毎月の決算時に分配を行います ●課税関係 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。

配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に対して、上限3.24%(税抜 3.00%)(販売会社が定めます。)

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

日々の純資産総額に対して、**年率1.62%(税抜 年率1.50%)**をかけた額

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。

・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用

その他の費用・ 手数料

・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料

・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用

・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載するこ とはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできませ ん。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社およびファンドの関係法人

■委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

-般社団法人日本投資顧問業協会

■受託会社 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■投資顧問会社会社 インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド(インド)

■販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。 三菱UFJ国際投信株式会社

TEL 0120-151034(フリーダイヤル) 受付時間/営業日の9:00~17:00 ホームページ http://www.am.mufg.jp/

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	0			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	0			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0		0	
光世証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第14号	0			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第16号	0			
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	0			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	0		0	0
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	0			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	0			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	0			
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	0			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	0		0	
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	0			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	0			

[※]今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した情報提供資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 〇投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 〇銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 〇本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 〇本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が 行われない場合もあります。
- 〇本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。